

平成 30 年度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 2
 - 1. 所管事務調査 …………… 22
-

平成 30 年 12 月 11 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

平成30年12月11日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時05分開議（実時間116分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第158号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第142号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号（歳出分））
1. 議案第149号・市道路線の廃止について
1. 議案第150号・市道路線の認定について
1. 議案第151号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
1. 議案第153号・八代市浄化槽条例の一部改正について
1. 陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

（下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況について）

（都市計画道路八の字線開通について）

（第2次八代市環境基本計画（素案）について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 百田隆君
委員 太田広則君
委員 谷川登君
委員 田方芳信君
委員 堀徹男君
委員 山本幸廣君
※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長 松本浩二君
建設部
総括審議員兼次長 倉光宏一君
下水道総務課長 久木田昌一君
下水道総務課長補佐
兼業務係長 坂井宏全君
土木課長 西竜一君
理事兼
下水道建設課長 福田新士君
都市整備課長 一美晋策君
市民環境部長 潮崎勝君
市民環境部次長 稲本俊一君
環境課長 武宮学君
市長公室
理事兼人事課長 白川健次君

○記録担当書記 上野洋平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（松本浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の松本でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号の建設部所管分につきまして、倉光総括審議員兼次長、並びに関係課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の倉光でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） ありがとうございます。

それでは、お手元に、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第11号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明をいたします。

今回補正をお願いしておりますのは、款7・土木費を200万円増額補正し、補正後の額は55億166万2000円としております。

その内訳は、項1・土木管理費を200万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。19ページをお開きください。19ページの一番下の段の表でございます。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費に補正額200万円を加えまして、2億813万円としております。

財源につきましては、国支出金が100万円、県支出金が50万円、合わせて150万円、それと、一般財源が50万円でございます。

補正額の内訳は、節19・負担金補助及び交付金の200万円でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております、危険ブロック塀等除却促進事業でございます。

この事業につきましては、先般国の制度に加え、県におきましても、危険ブロック塀等の所有者に対し、撤去に係る助成を行う市町村を補助する制度が創設されましたことから、本市におきましては、国、県の補助金を活用しながら、危険なブロック塀などを除却しようとする所有者に対しまして、費用の一部を補助するため、増額補正をお願いするものでございます。

ここで、別冊の建設部所管分の建設環境委員会資料をあわせてごらんください。右上に建設環境委員会資料、議案第131号としておるものでございます。A4の縦型でございます。

別冊の委員会資料、表紙を1枚めくっていただきまして……

○委員長（中村和美君） しばらくお待ちください。（「中村委員長、どうも」「済みませ

ん」と呼ぶ者あり)

それでは、倉光総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） それでは、別冊の建設部所管分の建設環境委員会資料をあわせてごらんください。

表紙をめくっていただきまして、八代市危険ブロック塀等除却促進事業についてでございます。

上の1ポツ、危険ブロック塀とは、ここでは、本事業での補助対象とする要件を、表と図にしているところでございます。

下の2ポツ、事業スキームにつきましては、事業の財源内訳のほか、補助率と補助額を記載しております。補助額につきましては、1メートル当たりの除却費用が1万2000円以下で、20万円を上限としております。

以上、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の久木田でございます。よろしくお願いいたします。

これから座って説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について説明をいたします。

別冊になっております、八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算書・第1号のほうをお願いいたします。

今回の補正の内容につきましては、来年度当初からの履行を開始する契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度前に事務処理を行えるように、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、これまでは、このような案件については、地方自治法の解釈に照らして違法ではないものの、事前準備開始の位置づけが曖昧でしたので、平成31年度からは新年度当初から履行する契約案件のうち、3月議会の議決後では契約事務に支障を来すおそれのある案件について、債務負担行為の設定を行うこととなったところでございます。

それでは、1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

第1条に、債務負担行為を設定する事項で、2ページの第1表のように、農業集落排水使用料コンビニ収納事務委託について、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を、1件当

たり55円に収納取扱件数を乗じて得た額及び基本料月額に消費税及び地方消費税の額を加算した額として設定するものでございます。

3ページ以降につきましては、債務負担行為に関する調書でございますので、説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

以上で、議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったんですが、債務負担行為の内容等をよく精査をされた中で、国に対しても、それと、契約関係についても単年度という状況に、この負担行為をされておるわけですが、計画性のあるような、今、課長が言われたような計画性のあるような方向づけをしていただきたいと、これは意見ですがね。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第136号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方

の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それでは、引き続き下水道総務課の久木田でございます。

説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号について説明をいたします。

別冊になっております、八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算書・第1号をお願いいたします。

今回の補正の内容は、先ほど説明しました、農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号と同様に、債務負担行為の設定のみを行うものでございます。

それでは、1ページのほうをお願いいたします。

第1条に、債務負担行為を設定する事項で、2ページの第1表のように、浄化槽使用料コンビニ収納事務委託について、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を1件当たり55円に収納取扱件数を乗じて得た額及び基本料月額に消費税及び地方消費税の額を加算した額として設定するものでございます。

3ページ以降につきましては、債務負担行為

に関する調書でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第137号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それでは、下水道総務課の久木田でございます。

引き続き、座って説明をさせていただきます。

議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について説明をいたします。

別冊になっております、八代市下水道事業会

計補正予算書・第1号をお願いいたします。

今回の補正の内容は、先ほど説明しました、農業集落排水処理施設事業特別会計、並びに浄化槽市町村整備推進事業特別会計の補正予算・第1号と同様に、債務負担行為のみの設定を行うものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

第2条に、債務負担行為を追加設定する事項で、4つの事項を設定するものでございます。

まず、1つ目の水処理センター水質分析業務委託は、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を100万円としております。

2つ目の量水器購入経費は、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を241万1000円としております。

3つ目の下水道使用料コンビニ収納事務委託は、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を1件当たり55円に収納取扱件数を乗じて得た額及び基本料月額に消費税及び地方消費税の額を加算した額としております。

4つ目の公共樹設置工事経費は、期間を平成30年度から平成31年度、限度額を6230万円としております。

3ページ以降につきましては、債務負担行為に関する調書でございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

以上で、議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、久木田課

長、私のさきの発言でも理解されたかわからないんですが、私が意図するところはですね、歳出の予算の中で、債務負担行為をある程度活用するんですけども、それについては、余り乱発な使用というのは、これについては、少し考えていただきたいなということの、含めての、先ほどの意見だったんですから、そこあたり御理解をしてください。

債務負担行為に、私たちが一番記憶あるのは、環境センターの、あの200億の債務負担行為をしました。大型関連等々についてはですね、債務負担行為というのは、私たちは、これはもう、しっかりもう、国からも認められとるし、国に、そういうのを、やっぱり状況等を報告しながら負担行為をするわけですので、それについて御理解をしたいと思いますが、乱発をしたらいけないということだけはですね、私の考えですので、これは議員一人一人違いますけれども、私の考えとしては、そういうふうな理解をしておりますので、どうかひとつ、御注意しながら負担行為をしていただきたいと思います。わかりましたか。意見ですからね。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第141号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午前10時19分 小会）

（午前10時20分 本会）

◎議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（潮崎 勝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、第4款・衛生費のうち、市民環境部関係分の説明を、稲本次長にいたさせますので、よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座らせて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（稲本俊一君） それでは、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号、衛生費中、市民環境部関係について御説明いたします。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。

まず、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定につきまして、本市におきましては、2年連続の引き上げの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず、給料表につきましては、水準を平均0.16%引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で920名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支

給月数を4.4月から4.45月へと0.05月引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の増減の要因といたしましては、人事異動に伴う職員数の変動や会計、費目間での異動の影響、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、予算書13ページをお願いいたします。この予算書があるかと思しますので。よろしいでしょうか。

それでは、予算書13ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では2926万5000円の増額補正でございます。これは、当初予算では29名の人件費を計上しておりましたが、今回34名となり、5名分の増額分と34名分の人件費増額分を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページになりますが、目5・塵芥処理費では1241万9000円の減額補正でございます。これは、当初予算では10名の人件費を計上しておりましたが、今回8名となり、2名分の減額分と8名分の人件費増額分の相殺額を計上しております。

最後に、目6・し尿処理費では84万5000円の減額補正でございます。これは、当初予算と変わらず、3名分の人件費補正となります。

以上で、款4・衛生費中、市民環境部関係の人件費に係る補正内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（松本浩二君） 建設部の松本でございます。

議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号、建設部所管分につきまして、倉光総括審議員兼次長より説明いただきますので、よろしくをお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 建設部の倉光でございます。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 人件費の内容につきましては、先ほど衛生費の冒頭で説明がありましたが、土木費につきましても同様でございますので、省略させていただきます。

それでは、補正予算書3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を923万6000円減額補正し、補正後の額は54億9242万6000円としております。

その内訳につきましては、項1・土木管理費を922万8000円減額、項2・道路橋梁費を497万1000円減額、項4・港湾費を43万3000円増額、項5・都市計画費を63万1000円減額、項6・住宅費を516万1000円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。17ページをお開きください。

上の表をごらんください。款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員6名分の補正として74万7000円を加えて、527万5000円としております。

次に、目2・建築総務費につきましては、当初予算編成時から2人減の一般職員19名分の補正として997万5000円を減じまして、1億9815万5000円としております。

次に、下の表をごらんください。款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員19名分の補正として417万4000円を加えまして、1億6700万2000円としております。

次に、目3・道路新設改良費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員24名分の補正としまして914万5000円を減じまして、8億6564万9000円としております。

続きまして、18ページをお開きください。

上の表をごらんください。款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員3名分の補正としまして43万3000円を加えまして、4億9270万7000円としております。

次に、下の表をごらんください。款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費につきましては、当初予算編成時から1名減の一般職員12名分の補正としまして49万9000円を減じて、17億6481万3000円としております。

次に、目2・街路事業費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員5名分の補正としまして61万円を減じて、1億5389万9000円としております。

次に、目3・都市下水路費につきましては、当初予算編成時同様の一般職員1名分の補正と

しまして167万4000円を減じまして、8517万円としております。

次に、目4・公園費につきましては、当初予算編成時から1名増の一般職員5名分の補正としまして621万1000円を加えて、2億8317万1000円としております。

次に、19ページの目5・区画整理費につきましては、当初予算編成時から1人減の一般職員6名分の補正としまして405万9000円を減じて、5億1008万6000円としております。

次に、19ページ、下の表をごらんください。款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費につきましては、当初予算編成時から2人増の一般職員7名分の補正としまして516万1000円を加え、2億1564万6000円としております。

以上、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 18ページですね、目3の都市下水路費の職員さんの、一般職1人というのが、ちょっとよくわからないんですけど、何か、係がいらっちゃって、1人だけでやられてるといことなんですかね。

○建設部長（松本浩二君） 都市下水路に関しましては、係員は係長を含め、現在3名体制でやっておりますが、この費目の中から予算を給与費として支出しておりますのが1名ということです。

同じ1名で、減額の167万4000円になっていることにつきましては、年度当初予算化したときの職員が中堅の職員であり、今

回、その予算を充てておりますのが、新規採用から4年目程度の職員だったと思いますが、ちょっとこれは、給与の額の違いでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員（堀 徹男君） その辺は理解はできるんですよ、職階級で、級で給料が違うので、精算したらこうなったと。

職員さんが1人というふうに見たものですから、仕事になるのかなと思って、心配してですね。ほかの課は、全部5人とかいらっしゃるんですけど、大体それなりの係長さんとかいらっしゃって、何人かスタッフがいらっしゃるのかなというふうには理解したんですが、記述が1人と書いてありますので、1人でどんな仕事をされているんだろうと、心配になってですね、ちょっと聞いてみたところです。

じゃあ、残りの2名は非常勤か何かということなんですか、3人。

○建設部長（松本浩二君） 河川港湾係としましてですね、同じ係の中に、港湾と都市下水路のほうを担当している係がございます。それにつきましても、お互いに常時都市下水路のみを担当しているというわけではありませんで、港湾、または都市下水路、そのような関係で、業務に関しましては1人で全部最初から終わりまでやるというような執行の体制ではございません。

以上です。

○委員（堀 徹男君） わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 冒頭説明があった中で、先ほど来衛生の次長からの説明があつて、今回の補正、減額等も含めてありますけれども、人件費の中でも若年層を対象にしたというのが、冒頭の次長の、前の次長ですよ、衛生の次長の、稲ちゃんからのですね、そういうのが含めて、17ページをですね、見ていただきたいと思います。17ページの上段のところ、土

木費、土木管理費の中で、目の建築総務費、減額で997万5000円、説明の中では、一般職の中で19人、2人減ということ、ちょっと言われたんですけども、2人減の中で、節の区分のところ、給料、金額をですね、614万3000円、この上段を見ながら下段を見てください。土木費の道路新設改良費の補正額の中で914万5000円、それを節のところ、給料のところ、減の622万3000円、このときの説明では、一般職が24名で、当初予算とほとんど変わらないということの説明がありました。この減額補正の中で、ほとんど金額が、19名の2名減のところと変わらないんですけども、ここらあたりについて、いろんな要素があると思いますが、その要素を、比較の中で要素をですね、よろしかれば教えていただきたいと思います。

例を言えば、高い給料とか、それに対して差額を経て、補正を組む中で、そのような数字、合計になったんだとか、そういうこととか、いろんなことがあると思うんですね。

○理事兼人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の補正、今説明がございました部分については、多くは人事異動等による影響がございます。人件費の当初予算というのは、その当初予算の編成時点での人員配置をもとに予算を組ませていただいているということから、4月の人事異動の影響を受けて、給料の高い者が異動して、比較的low目の者が入ってきたというような場合には、減額になる要素があるということです。

加えまして、道路新設改良費につきましては、育休の職員が1人おりますものから、その分の減額が入ってきているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 白川課長、よくわかり

ました。よく理解することができました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第158号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第158号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それでは、下水道総務課の久木田でございます。

座って説明をさせていただきたいと思います。

議案第158号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について説明をいたします。

別冊になっております、八代市下水道事業会計補正予算書・第2号をお願いいたします。

今回の補正の内容は、ただいま説明がございました、一般会計の補正予算・第12号と同様で、人件費の補正でございますので、説明のほうを省略させていただきたいと思います。

それでは、1ページのほうをごらんいただき

たいと思います。

第2条の収益的支出におきまして、第1款・下水道事業費用のうち、第1項・営業費用を623万4000円増額しまして、25億3273万3000円とし、下水道事業費用総額を29億2752万3000円とするものでございます。

次の第3条では、今回の増額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用できない経費の金額を1億9734万9000円から623万4000円増額しまして、2億358万3000円と改めるものでございます。

次の3ページから9ページにつきましては、説明のほうを省略をさせていただきたいと思います。

10ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算明細書について、内訳を御説明いたします。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目3・水処理センター費では、職員数の5名に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を177万4000円、手当を75万7000円、法定福利費を57万1000円、それぞれ増額し、合わせまして310万2000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、目5・総係費では、職員数が13名から14名に1名増加したこと、及び給与改定・人事異動等に伴う影響によるものでございまして、節区分の給料を262万2000円増額、手当を19万8000円減額、法定福利費を70万8000円増額し、合わせまして313万2000円の増額補正をお願いするものでございます。

11ページ以降につきましては、給与費の詳細な明細書でございますので、今回の説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上、議案第158号・平成30年度八代市

下水道事業会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、採決いたします。

議案第158号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時43分 小会）

（午前10時44分 本会）

◎議案第142号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号（歳出分））

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第142号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号中、歳出分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（潮崎 勝君） それでは、議案第142号・専決処分の報告及びその承認について、お願いするものでございます。

これは、平成30年11月13日付で専決処分いたしました、平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号に関するものでござい

ます。

内容は、稲本次長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆様、改めておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。また、よろしくお願いいたします。

座らせて説明させていただきます。

それでは、議案第142号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第10号について御説明させていただきます。

別冊の議案書の補正予算書・第10号でございます。別冊の議案書があると思います。10ページをお開きください。別冊の議案書の10ページでございます。よろしいでしょうか。

歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の補正前の額12億9740万5000円に対し、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業について、120万円の補正をお願いし、補正後の額を12億9860万5000円とするものでございます。なお、財源は一般財源でございます。

この一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業につきましても、現在、福岡高等裁判所において訴訟中の許可更新処分取消請求控訴事件（平成28年許可）に加え、相手方から新たに、平成30年許可に対して、同様の取り消しを求める裁判が、熊本地方裁判所へ提起され、平成30年11月5日に訴状が届いたことから、早急に弁護士の選任などの対応が必要となったため、専決による対応を行ったものでございます。

内訳といたしましては、弁護士費用としまして、許可更新処分取消請求控訴事件の着手金として108万円、弁護士日当8万円、通信費等の実費預け金として4万円、合計120万円の補正を専決したものでございます。

また、裁判の終結年度が未定であり、今後の

対応を迅速に図るため、債務負担行為の設定についても、あわせて追加を行っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 債務負担行為という言葉が出たんですけれども、先行き不透明ということかな。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 座って済みません。

終結の日付が年内に終わるか、それとも年度をまたぐかということが、今のところ不透明ですので、一応債務負担を組ませていただきました。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

○委員長（中村和美君） 意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第142号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号中、歳出分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時49分 小会）

（午前10時50分 本会）

◎議案第149号・市道路線の廃止について

◎議案第150号・市道路線の認定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第149号・市道路線の廃止について、及び議案第150号・市道路線の認定については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、2件について、一括して説明を求めます。

○土木課長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部土木課の西でございます。よろしくお願いいたします。

私から、議案第149号・市道路線の廃止について、及び議案第150号・市道路線の認定について、以上2件について説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきますと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○土木課長（西 竜一君） 早速ですが、説明させていただきます。

今回の説明では、議案書と説明用に作成しました、右肩に建設環境委員会資料とあります、この2件、149号分と150号分、これをあわせてごらんいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案書の19ページをお願いしたいと思います。

議案第149号では、表に記載されております二軒屋橋、——よろしいでしょうか。19ページです。済みません。記載されております、二軒屋橋迂回路線、新橋2号線、二軒屋堰線、江向貝洲二軒屋線の4路線の市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により提

案させていただきます。

また、済みません、めくっていただきまして、議案書の21ページでございます。

議案第150号では、表に記載されております、新橋2号線、二軒屋堰線、江向貝洲二軒屋線の3路線の市道路線認定について、道路法第8条第2項の規定により提案させていただきます。

それでは、先ほど申し上げました、建設環境委員会資料をお願いします。

議案書に添付しております位置図を補完する資料として、一部を拡大した資料を作成させていただきました。議案第149号分と議案第150号分の2つの資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回提案しました市道路線の廃止及び認定につきましては、熊本県により実施されております大鞘川流域防災事業に伴うものでございます。

県では、現在、大鞘川の拡幅や堤防のかさ上げなどの河川改修工事を実施されておりますが、位置図で示しております場所につきましては、改修にあわせて二軒屋橋の橋梁のかけかえも行われております。

これらの工事は複数年の長期間を要しますことから、工事が完了するまでの暫定的な通行に合わせて、平成27年度に、廃止路線のほうに書いてありますが、位置図のとおり、市道路線の認定を行ってまいりました。

当該箇所の工事が本年12月、今月ですが、に完了いたします。そこで、完了後の通行に合わせて、認定路線の位置図に示しますとおり、赤色の線ですね、に示しますとおり、市道の起終点などの変更を行うため、議案第149号で、一旦市道路線の廃止を行いまして、改めて、議案第150号で認定を行うものでございます。

なお、二軒屋橋迂回路線につきましては、工

事期間中の代替路線でありましたので、廃止のみを行う路線となります。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、——ありませんね。なければ、これより採決いたします。

まず、議案第149号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第150号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れかえのため、小会をします。

（午前10時55分 小会）

（午前10時56分 本会）

◎議案第151号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第151号・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 下水道総務課の久木田でございます。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思えます。

議案第151号・八代市下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料につきましては、配付されております、表紙に建設環境委員会資料、議案第151号・八代市下水道条例の一部改正というのがついてあるものでございますので、そちらのほうをよろしいでしょうか。

それでは、1ページ、表紙めくっていただきまして、1ページのほうをお願いいたします。

下水道使用料の改定につきましては、昭和59年から、おおむね4年ごとに改正を行っておりまして、今回で9回目でございます。

改定理由については、記載のとおりでございますが、汚水処理に係る維持管理費と資本費などの経費につきまして、その一部を一般会計からの繰入金などにより補填をし続けることは、税の公平性の観点から望ましくないため、適正な受益者負担の水準を検討し、下水道経営の健全化を目指すために、平成31年度からの使用料の改定につきまして、八代市公共下水道事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおりの平成31年4月1日施行、平均改定率6.32%の値上げが妥当であるという旨の答申を、平成30年9月18日に得ましたことから、答申に基づいて改定を行うものでございます。

次に、使用料体系につきましては、下の表のとおりでございます。米印で記載のとおり、水量区分ごとの単価は、前回、——平成26年度でございますけど、と同様に5段階区分で行いまして、単価水準の公平性を考慮しまして、各階層が平均して6.32%に近い改定率となるように設定をいたしております。

次、2ページのほうをお願いいたします。

2ページの上段には、排出量別の下水道使用

料の比較表を掲載しておりますが、一般に下水道世帯で多い水量区分は、9トンから20トンの間でございます、20トンでございますと、現在、税抜きで3220円が3424円に、値上げ幅が204円で、改定率が6.34%となります。

また、3ページには、使用料の改定による影響額を掲載しておりますが、年間6000万円から7000万円程度を見込んでおりまして、4年間で2億7000万程度を見込んでおります。

次に、その資料の一番後ろについております、A4判、横の1枚物で用意しております、折れ線グラフの資料のほうをごらんをいただきたいと思えます。こちらでございます。

こちらは、今回の使用料改定の考え方と、今後の使用料収入などの予測を示したものでございます。

横軸に年度、縦軸に金額を示し、2つの折れ線グラフを示しております。直近の審議会が、4年前の平成26年度に行われ、翌年の平成27年度、黒い破線になっておるかと思えますが、使用料改定年度、また、今回は、本年度の平成30年度に審議会を行い、平成31年度に改定、さらに、4年後の平成34年度、——済みません、わかりやすいように、平成が続いたらというような表記で表現させていただきましたので、御了承をいただきたいと思えます。で、審議会を開催しまして、平成35年度に改定を予定しております。

右上には、凡例を記しておりますが、水色の線は使用料収入の推移でございます。管渠の拡張や、4年ごとの使用料改定によりまして、右肩上がりとなっております。

次の、茶色の線は、使用料対象経費であり、これまで、浮き沈みはありますが、今後は右肩下がり減少するものと見込んでおります。その理由といたしますと、使用料対象経費が、汚水

に係る維持管理費と資本費、いわゆる企業債の元利償還金であります。特に資本費が減っていくという見込みによるものでございます。

この茶色の線と水色の線の差が、使用料収入で賄い切れない、不足している部分となり、一般会計からの基準外繰入金と資本費平準化債による穴埋めをしているような状況でございます。

そこで、今回の使用料改定率6.32%でございますが、前回、平成26年度の審議会で議論されました考え方を引き継いだものでございまして、平成26年度に国が示しました、今後10年で下水道整備をおおむね完了という方針に基づきまして、平成37年度を下水道法で位置づける本来の100%の適正負担となるよう目標年度を位置づけ、それまでは4年ごとに段階的な使用料改定を行っていくといった考え方により試算したものでございます。

以上で、議案第151号・八代市下水道条例の一部改正についての説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明の中で、担当の職員としての見方というのですか、この使用料の値上げについて、いろんな分析をされた中でですね、答申は答申として、審議会は審議会と別として、担当の職員の、その考え方をですね、少しお聞かせいただければなと思います。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 先ほど言いましたように、今年の7月から9月にかけて審議会を開催させていただきました。その中では、委員のほうにもお話をしておりますように、下水道法で定める適正な受益者の負担という部分につきまして、その分につきまして、見解等を中心に述べさせていただいている現状でございます。前々から申しておりますとお

り、なるだけですね、特に、基準外繰入金について削減、もしくは解消するというのを目標に目指しておるような現状でございまして、先ほどちょっと説明もいたしましたように、前回4年前の審議会の中でも、実質平成37年度まででございますので、今回を含めて、前回、それと次回ということで、3回の審議会の中で6.3%程度を改定していけば、本来の負担の100%になるのではないかとというような試算を持っているところでございまして、それを目標に、粛々と努力させていただきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今回については、使用料の値上げなんですけれども、それに対する4年間の審議会、この裁定をした中での、使用料が未納になったり、そしてまた、いろんな問題があったということはないわけですか。ちょっとお聞かせください。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 今の件につきましては、委員も御心配の点だというふうに思います。審議会の委員のほうからも御心配ということでお話は出ております。そういうことで、答申に当たっては、3つの附帯意見というのを添えられております。

附帯意見3つといたしますのは、今言いましたように、維持管理費のほうの提言という部分、それと、水洗化率・収納率のアップ、それと、料金改定ということでございますので、受益者の方が周知徹底等をするという部分の3つの部分の附帯意見が添えられているような現状でございます。

そういうことで、附帯意見については、十分対応できるような体制を持ちながら、今後対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今回の改定の使用料については賛成をいたしますが、根本的に下水道

の、この前ですね、中村委員長のもとで管外の行政視察に行ってきました。松本部長も御同席いただいて、これは仙台市がですね、下水道の大改革をしなきゃいけない時期に来たということになったんですね。その中には、いろんな問題をクリアせないかと。特に、改修費用の削減等を含めてでありますけども、使用料は使用料として、これはもう絶対企業特別会計の中では必要なんで、値上げして、その水準まで持っていくのは当たり前なんですけども、やはり老朽化が進んどると、これは仙台は、東京、京都、それから、仙台、日本で3番目に早く下水道に取り組んだ町だそうです。130年ぐらいかな、ということだったんですけども、そういう中で、いかに経費の節減をしていく、老朽化がどんどんどんどん進んどりますので、いろんな工事の中での、いろんな資材等ですね、等々の検討、システム化を全部やってしまうと、しとるということで、総合的な中で、私は、課長、これは使用料の値上げ等も含めてですね、その使用する方々に、今、八代の下水道の現状はこうなんだと、将来20年、30年には、これだけの予算化をしていかなければ、下水道事業というのは成り立っていかないと。それについては、やはり受益者負担の原則として、これだけの使用料の改定というのを御理解いただき、私どももこう理解する、そういう中でですね、方向性を、使用する方々に、まずはですね、これはもう、説明責任があると思います。それをやってほしいなということだと思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 先ほどもお話をしましたとおり、議決をいただければですね、来年4月からの改定ということで、議決をいただけるんじゃないかというふうに思っておりますところですけど、早速1月からはですね、受益者の方々、特に大口の方々を中心

としてですね、改定の趣旨、内容等を含めた中で、周知徹底を図った上で、料金改定等を十分御理解いただいた上で、利用料金のほうの納付をいただけるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今の言葉をですね、しっかり受けとめて、私たちも採決には、そのような採決に賛成をしたいと思います。

後の対応についてはですね、久木田課長、ぜひともですね、利用者の方々から信頼できるようなですね、やはり下水道事業を進めていただきたいという要望です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 今、山本委員が言われたのと関連するんですけど、大事なことを言われてですね、経費節減ですね、受益者にばかり、今回負担を求めるのではなくて、やはり部署内での経費削減で、これ、多分言ってくると思うんですけど、今回また下水道料金が上がるならば、皆さんが発行してらっしゃる領収書つきのはがきですね、これ、いつも言ってます、私、市民税領収書で、毎月発行したのを年に1回にしたらどうか、それから、必要な人にだけのはがきを通知したらどうか。銀行引き落としをされてる方ですね、銀行引き落としをされてる方には通帳に残るわけですよ、下水道料金を払いましたと。そういう方々には、もうはがきを送らない。市民が必要ないと言われる。でも、皆さんはしょっちゅう、この使用料のあれが変わるもんだから、常にそれと領収書をつけないと、はがきを出さないだめだという形で、市民税のほうは年に1回のはがき通知になりましたけど、下水道のほうは、毎月今でも発行されてますよね。でも、もう、そういう時代じゃなくて、ペーパーレス化してですね、必要な方には下水道の領収書は発行せないかんけれども、銀行引き落としをされてる方には、もう

はがき通知はとめたらいいんじゃないですか。どうなんですか、その辺の区別が、もうできる時代に来ていると思うんですけど、その辺はどう考えられていますか。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 太田委員のほうがおっしゃったことについては十分理解いたします。

総体的な部分で、先ほど言いましたように、附帯意見ということで、審議会の委員さんのほうも経費削減という部分で、経費削減もいろんな範囲がございまして、全体的な部分で、こちらとしても努力をしていきたいというふうに考えております。

今、納付書等の発行等について、担当のほうから、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

○下水道総務課長補佐兼業務係長（坂井宏全君） 下水道総務課の坂井でございます。

ただいま委員から御質問がありました領収書の発行につきましては、市税等の状況も十分参考にさせていただきながら、経費の削減についてはですね、検討をしてみたいと思っております。

また、業務の中でも、経費の削減できるところはですね、十分突き詰めながら、経費の削減を検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） ぜひですね、4月から改定されて、下水道料金が上がりますといったときにですね、何十年も変わってらっしゃらない、例えば、この汚水料の使用料ですね、という方々に絞って、確かに人が移動すれば、汚水の量も変わります。いなくなったり、入居したりということで、都度変化があるかと思うんですけど、大変だと思うんです。でも、会計の中にはですね、銀行引き落としをされている方には、それをもって領収書にかえることができるという規約があるわけですから、そこをうまく

ですね、やると、皆さんが毎月発行している手間も省けるし、そういった業務的な部分もですね、非常に皆さんも削減できるかと思っております。先ほど言いましたように、必要な方には領収書を発行する。必要でないという、アンケートを1回とられたらどうですか。そういった形で市民税もやったと思うんですね。ですから、ぜひその要望をしておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） そもそも話なんですけど、先ほど課長の説明にですね、下水道法に基づく適正な受益者負担の額に近づくには、平成37年度までの料金改定でいけば、なるということだったんですけど、そもそも料金設定のときにですね、下水道の、まだ整備の範囲って広がったと思うんですね、当初の計画では。もう、高田とか日奈久とか、球磨川以南は下水道の整備はしないという方針を打ち出されたときに、そもそも受益者の分母が減ってしまうと。本来整備をして、将来的にトータルで、例えば、1万軒いたとすれば、もう既に6000軒でペイをするような計算をしなくちゃならなかったというふうに捉えられるのかなあと思うんですね。その中での適正な料金設定なのか。そもそも全て計画どおりに下水道が整備されたときの分母で、初めてそれぞれの受益者が負担する額がどれぐらいだったのかというのがですね、ちょっと、その辺があって初めて、どこが適正なのかなというのがわかるんじゃないかなと思うんですけど、難しいですよ。ここで言えば、分母が6000なら6000で割る金額で、もういいですよ。インフラもそれに伴ってしか整備してないのでということであればですね、一つの計算方法としては成り立つのかなと思うんですけど、そこら辺の解釈って、どうしたらいいんですか。

○理事兼下水道建設課長（福田新士君） 委員

お尋ねの件にそぐうかわからないんですけども、下水道の維持管理費につきましては、最終的に水処理センターで処理をしております。その施設の管理部門も料金等に反映してまいりますので、今のところ、言われたとおり、区域を拡張していけば、将来的には増設なりの費用が加算してきまして、それに伴う処理費用も上回ってくる予想でありました。しかし、それを区域を縮小したために、増設の計画を縮小して、それに伴いまして、必要なくなった処理部分、その費用も、将来的には縮小したという考えを持っていただければ、キャパが平成37年ごろには確定したところで進みますので、整備が終わったときには、それを粛々と維持管理させていただくということで、よろしいでしょうか。

○委員（堀 徹男君） ちょっと、何かスケールがちょっとでかくてですね、もう少し読み込ませていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今回の改定については、先ほどから賛成をするということで、私は冒頭から思っているんですけども、そこらあたりの、それに対する問題というのは、先ほど言いましたですね。やはり利用者の方々という、受益者負担をされるの方々に対しての意識、そしてまた、意識も向上してほしいということも大事ですけども、まずは、施設の長寿命化というのをですね、これも、やっぱりきちっと頭の中で整理をして、これはですね、耐用年数も20年を30年ですとか、長寿命化を進めていく。さらに、単年度の下水道の事業の削減を、縮減、削減等々に努力をする。そういうのは、やっぱり対応して、お互いにですね、ウイン・ウインの中で対応していかなければですね、この会計、特別だろうが、企業会計だろうがですね、先行きは大変なことになるというこ

と、先ほど来、基準外の繰り入れということ、冒頭課長が言われたんですけども、ここあたりも全部血税なんですよ。そういうを含め、この事業という、この下水道事業という、この事業は、先行きは本当に不透明で、心配な、はっきり言って、会社みたいなもんですよ。それでですね、あえてこういう発言をしとるわけでありまして、コストをですね、いかに削減するかということを入れていますね、使用料の改定をするんだということですね、今回認識を持っていただければと思います。いかがでしょうか。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 先ほどから何回も言っておりますように、当然維持管理経費という部分が、今後突発的な修繕であったりとか、そういうことがあり得ないとも限りません。そういうところを含めた中でですね、現在でもストックマネジメント的な考え方の中で、なるだけ長寿命化させながら、アセットマネジメントという新しい考え方もございますので、十分対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 課長から、アセットマネジメントが出たんですけども、なかなか、私は結論としては、本市は難しいだろうと、取り組むのは。やはり、市長が全職員にですね、きちっとした、この下水道事業というのをですね、全職員の取り組みというのが、仙台市のアセットマネジメントの対応なんです。本市としては、なかなか、あそこは108万人おります。うちは十二、三万ですから、マネジメントの中では大事かもしれませんが、仙台市ですね、この事業については、なかなかうちは厳しいなということで、私は、取りまとめた所見を出したんですけども、そういうことは別として、基本的には長寿命化をしていく、施設を大事にしていく、そして、単年度の事業につい

ては、ある程度の事業を進めていく、それについて、利用者の、受益者負担の方々ですね、理解を求めていく。総合的には、やはり、この事業というのが、ある程度の終結をしなければですね、私は、基準外、特に一般会計の繰り入れというのは多くなっていく可能性があります。可能性あります、これは。そういう中で、じゃあ、どういうひとつの事業をしていったらいいのかと、管渠の問題で。それは、やはり合併浄化槽等々にして、農業の集落排水等を含めてですね、総合的に考えてほしいなということだと思いますので、はい。答弁要りません。

○委員長（中村和美君） それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第151号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 下水道総務課、久木田でございます。

では、引き続き座って説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして説明をさせてい

たきます。

資料につきましては、先ほどの下水道条例と同じく、表紙がつけました、議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正という資料がございますので、そちらのほうをお願いいたします。

1ページのほうをお願いいたします。

農業集落排水処理施設事業につきましては、平成22年度から、おおむね4年ごとに改正を行っておりまして、今回で3回目でございます。

改定理由につきましては、記載のとおり、下水道条例の一部改正と同様でございますが、平成31年度から使用料の改定について、農業集落排水処理施設事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおりの平成31年4月1日施行、平均改定率7.5%の値上げが妥当であるという旨の答申を、平成30年10月12日に得ましたところでございますので、答申に基づいて改定を行うものでございます。

また、あわせまして、本条例第16条の別表第3中の公共施設の名称を、市町村合併時より略称で定めておりましたので、今回正式名称に見直しを行っておるものでございます。

次に、使用料体系につきましては、下の表のとおりでございます。米印で記載のとおり、区分ごとの単価は、各区分が平均して7.5%に近い改定率となるように設定をしております。

2ページの上段には、一般世帯の使用料の比較表を掲載しておりますが、世帯員数が多い区分の3人世帯でいいますと、現在、税抜きで4129円が4438円に、値上げ幅が309円で、率が7.5%となります。

2ページの下段には、使用料の改定による影響額を掲載しておりますが、年間250万円程度を見込んでおりまして、4年間で約1000万を見込んでおります。

次に、A4判の1枚物の折れ線グラフの資料

をごらんをいただきたいというふうに思います。

この資料の見方につきましては、先ほど下水道条例の一部改正に添付したグラフと同様でございますが、まず、水色の線の使用料収入は、4年ごとの使用料改定の際は増加し、それ以外では人口減少等によりまして減少するものの、全体としては若干の増加というのを見込んでおります。

次の、茶色の線の使用料対象経費につきましては、繰り出し基準の見直し等により、かなりの変動が見られますものの、今後は使用料対象経費でございます維持管理費と資本費、いわゆる起債の元利償還金でございますけど、そのうち、資本費が特に減っていくという見込みにより、減少するものと見込んでおります。

そこで、今回の使用料改定率は7.5%でございますが、下水道事業と同様に、平成37年度を100%の適正負担となる目標年度と位置づけ、平成35年度のあと1回の予定とはなりますが、それまでは4年ごとに段階的な使用料改定を行っていくといった考え方に、試算したものでございます。

以上で、議案第152号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第152号・八代市農業集落排水処理施

設条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第153号議案・八代市浄化槽条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第153号・八代市浄化槽条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 下水道総務課の久木田でございます。

それでは、引き続き座って説明をさせていただきますというふうに思います。

議案第153号・八代市浄化槽条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料につきましては、同じく配付しております、別冊の資料のほうをお願いしたいと思います。

1ページのほうをお願いいたします。

浄化槽市町村整備推進事業につきましても、平成22年度から、おおむね4年ごとに改正を行っており、今回で3回目でございます。

改定理由は記載のとおりでございますが、平成31年度からの使用料改定について、浄化槽市町村整備推進事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおりの平成31年4月1日施行、平均改定率7.5%の値上げが妥当である旨の答申を、平成30年10月12日に得ましたことから、答申に基づいて改定を行うものでございます。

次に、使用料体系につきましては、一般世帯は下の表のとおりで、現在が、人槽と世帯員数から成る料金体系でございますけど、それを、世帯員数のみによる制度へ見直しを行いました、基本料金額を3800円とし、世帯員割額を、現状どおりの6人を限度としまして420

円とするものでございます。

2 ページには、一般世帯の使用料の比較表を掲載しておりますが、米印で記載のとおり、使用料体系の見直しによりまして、この表では人槽区分ごとの改定後の使用料は同額の表記となっているようなところでございます。

世帯員数で多い区分の7人槽の2人世帯でいますと、現在、税抜きで4430円が4640円に、値上げ幅が210円で、率が4.7%になります。

また、3 ページの上段のほうには、事業所などの使用料の比較表になります。事業所などについては、現在の人槽制のまま、それぞれの人槽区分が経費回収率100%となるようにしまして、一般世帯を含めた事業全体で、今回の平均の改定率の7.5%となるように見直しを行っております。

3 ページの中段には、使用料の改定によりまず影響額を掲載しておりますが、年間180万円程度を見込んでおりまして、4年間で約700万円を見込んでおります。

次に、A4判の1枚物の折れ線グラフの資料をごらんをいただきたいと思っております。

この資料の見方については、先ほどの下水道条例の一部改正などに添付しましたグラフと同様でございますが、まず、水色の線の使用料収入につきましては、4年ごとの使用料改定の際は増加し、それ以外では人口減少などによりまして減少するものの、全体としましては若干の増加を見込んでおります。

次の、茶色の線の使用料対象経費につきましては、個別の合併浄化槽を、現在も要望に応じて整備しておりますので、資本費の大幅な減少は見込めないものの、人口減少などによりまして、維持管理費等の減少により微減するという見込みでございます。

そこで、今回の使用料改定率7.5%でございますが、下水道事業と同様に平成37年度を

100%の適正負担となる目標年度と位置づけ、それまでは4年ごとに段階的な使用料改定を行っていくといった考え方により、試算をしたものでございます。

以上で、議案第153号・八代市浄化槽条例の一部改正についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ないようですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（太田広則君） 先ほど言いましたけども、農業集落排水処理施設、それから、浄化槽市町村整備推進、こっちのほうも全て領収書がですね、はがきで通知されているのであれば、銀行口座引き落としをされている方々にはですね、あえてはがきは必要ないんじゃないかと、必要な方だけに領収書を年に1回に発行するか、そのすると、経費が大分削減されると思っておりますので、改めて要望しておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 決算のときだったと思うんですけども、この下水道等の資料ですね、将来ビジョンを示せるような資料をつくってくださいというふうをお願いをしたと思いません。そのときの意見を反映していただいてですね、こういったものを、折れ線グラフの入った資料をつくってもらえたのかなというふうに思っています。

青の線と赤の線ですか、この間が基準外繰り入れの部分だよというのがですね、はっきりこうやって、視覚として認識できるような資料を提供していただけたのは、本当ありがたかった。それ、全般的にですね、今回の提案に当た

っての資料もわかりやすくつくってあったというふうに思います。

我々はですね、この立場で、こういった説明をしっかりと聞いて、できるわけなんですけれども、市民の方にとってはですね、やっぱり値段が上がるということは、それが適正な料金改定であったとしてもですね、やっぱり市民感情としては、なかなか受け入れがたいものがあるんじゃないかなというふうには思います。

そこをですね、将来のビジョンに向けて、しっかりと説明をしていく手だてもですね、あわせてされてはいかげなかなというふうに意見を申し述べさせていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第153号・八代市浄化槽条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時32分 小会）

（午前11時35分 本会）

◎陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

本委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去についてを議題といたします。

文書表のとおりでございますが、もう、皆さん熟読でけておると思いますので、本陳情について、質疑、意見等はありませんか。

○委員（田方芳信君） この件につきましてはですね、まだまだちょっと、しっかりと精査するところがあると思いますので、できれば継続でお願いをいたします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去については、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入れかえのために、小会します。

（午前11時37分 小会）

（午前11時38分 本会）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議

題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して2件、生活環境に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況について)

○委員長(中村和美君) それでは、まず、下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況についてをお願いします。

○理事兼下水道建設課長(福田新士君) 下水道建設課長の福田でございます。

着座にて説明させていただきます。

下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況について御報告させていただきます。

資料は、別冊の平成30年12月建設環境委員会所管事務調査、建設部下水道建設課です。お手元でございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

本市の下水道浸水対策事業は、近年のゲリラ豪雨のような局所的な集中豪雨により、市内各所で浸水被害が発生していることから、平成28年度に国の補助事業として採択を受け、雨水調整池の整備を行うとともに、また、老朽化が進む雨水ポンプ場の改築も計画的に行うことで、市民の安全・安心の確保に寄与することで、鋭意事業を実施しております。

1ページめくっていただきまして、資料1を
ごらんください。

それでは、北部中央雨水調整池整備工事の契約締結について説明いたします。

まず、工事概要としまして、近年、田中西町

の北部中央公園周辺において、梅雨時期等の集中豪雨により、浸水被害がたびたび発生しており、市民の日常生活や経済活動の妨げとなっております。

また、平成24年7月に、時間最大73ミリの豪雨を記録した際、田中西町、田中東町周辺で50ヘクタールの浸水被害が発生しております。

そこで、本工事では浸水被害の軽減を目的として、集中豪雨発生時に一時的に雨水を貯留する施設である雨水調整池を北部中央公園グラウンド地下に整備するものです。

工事件名は、下建第44号、北部中央雨水調整池整備工事、工期は平成30年11月19日から平成33年2月26日とし、契約金額は税込12億9600万円、受注者は福岡建設・中山建設・八代港湾工業建設工事共同企業体です。

1ページめくっていただき、資料2をごらんください。

大雨時に床上浸水や道路冠水による市道一時通行止めなどの被害が生じている状況の一部を撮影したものです。左の写真が田中西町の肥後銀行田中町支店周辺、右の写真が田中東町のリーナデンタルクリニック周辺です。

1ページめくっていただき、資料3をごらんください。

今回の工事場所の位置図になります。北部中央雨水調整池整備工事につきましては、右上部にあります田中西町にある北部中央公園のグラウンド地下に調整池を整備する事業となります。

また、後から説明します中央ポンプ場改築工事委託については、図面の左下にあります中央ポンプ場の改築更新工事を行うものです。

1ページめくっていただきまして、資料4を
ごらんください。

今回設置します調整池の平面図になります。

外形で41.4メートル四方の調整池をグラウンド地下に整備します。貯留量は7100立方メートルで、25メートルプールの約16杯分に相当いたします。グラウンドにつきましては、工事期間中は使用できませんが、完了後は現在と同じように使用できる予定となります。

1 ページめくっていただきまして、資料5をごらんください。

施設の断面図になります。グラウンド地表から約30メートル下の支持地盤に口径700ミリメートルの基礎ぐい186本を施工しまして、その上に調整池を整備することとしております。

以上で、北部中央雨水調整池整備工事についての説明を終わります。

引き続き、中央ポンプ場改築工事委託第2期の契約締結及び第1期工事の進捗状況について御説明いたします。

1 ページめくっていただきまして、資料6をごらんください。

1 項目め、中央ポンプ場改築工事委託第2期協定締結についてでございます。

昨年度に引き続き、中央ポンプ場の長寿命化を図るために改築工事を行っておりますが、2期目につきましても、日本下水道事業団と協定を締結いたしました。

協定期間は、平成30年11月9日より平成32年3月31日といたし、協定金額としましては5億4800万円としております。

協定の内容といたしましては、中央ポンプ場にあります3台のディーゼルエンジンポンプのうち、口径1800ミリメートルポンプ1台のエンジンを更新し、さらに、エンジン制御用電気設備についても同時に更新するものでございます。

2 項目め、中央ポンプ場改築工事委託第1期協定変更についてでございます。

昨年度より、日本下水道事業団によりまし

て、中央ポンプ場改築工事に係る建築工事・機械設備工事・電気設備工事の3件全ての入札及び契約が完了しましたものの、入札残が生じたことから、当初協定金額8億7800万円を7億6800万円と1億1000万円の減額を行う協定変更を行いました。

また、熊本地震等による復興・復旧工事が進む中、最近の人手不足による影響を受けまして、建築工事の入札不調が続きまして、当初契約予定時期より5カ月ほどおくれ、工期の見直しが必要となりましたことから、今年度末に協定期間を延長する予定としております。

1 ページめくっていただき、資料7をごらんください。

中央ポンプ場改築工事施工前の状況写真を添付しております。

1 ページめくっていただきまして、資料8をごらんください。

現在の改築工事の進捗状況を撮影したものでございます。左上より、屋上防水施工状況です。その右が建屋内部足場設置状況です。

その右が、アスベスト除去状況でございます。現在はアスベストの撤去はほぼ完了しており、その下の写真のように、アスベストのかわりにガラスクロスを設置しているところです。

下段真ん中の写真は、耐震壁を設置するため、既存の壁を壊している状況です。

下段左は、外部足場設置状況です。現在は、劣化した表面のレンガを取り除く工事を進めている状況でございます。

1 ページめくっていただき、資料9をごらんください。

現在の改築工事スケジュール及び契約状況をまとめたものでございます。

最後になりますが、北部中央雨水調整池整備工事並びに中央ポンプ場改築工事は、本市浸水対策事業として重要な工事と考えておりますことから、工事を安全に進めるとともに、予定さ

れた供用開始に間に合うよう、工事管理を万全に行いながら、事業を進めてまいり所存でございます。

以上で、下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況について、報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、課長が言われたように、建設委員会で、管内調査で、ポンプ場も視察をした経緯がありますよね。そういう中で、老朽化も含めてですけども、改築をされるということで、大変担当部としてもですね、大変苦勞なされて、一生懸命頑張ってくられた、その結果だと思いますけども、入札残等含めて、入札が不履行になったということもありますので、そこらあたりについては、最後のお言葉で、万全を期して事業を進めていくということでもありますので、担当の職員の方々、大変だと思いますけどもですね、いろいろと職員の不足等についてはですよ、やはりきょうの人勸で、あのような議案が出てきましたけども、やはりスペシャリストをですね、そこに1年間配置するとか、そういう中で、職員の負担を軽減するようなことをですね、考えてみてはどうかというふうに、本議員は思うんですが、いかがでしょうか。

○理事兼下水道建設課長（福田新士君） 委員申し出の件に関しまして、ありがとうございます。

きょう、担当します2名の職員は同席しております。

それと、御心配の中央ポンプ場につきましては、下水道事業団のほうで紹介しておりますので、少しは安心かなと思います。

それと、北部中央公園の調整池につきましては、職員が1人で対応するには高額な、大きな工事でありますので、現場管理のほうの委託

をですね、今、補助対象として申し上げておりますので、それは、次年度契約を結んだら、少しは負担が減るのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、下水道浸水対策事業に伴う契約締結と進捗状況についてを終了いたします。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 （都市計画道路八の字線開通について）

○委員長（中村和美君） 次に、都市計画道路八の字線開通についてをお願いします。

○都市整備課長（一美晋策君） 都市整備課課長、一美でございます。

都市計画道路八の字線開通について御報告させていただきます。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○都市整備課長（一美晋策君） 失礼します。

資料につきましては、先ほど配らせていただきました、A4縦の資料となります。

八の字線につきましては、南部幹線から麦島線までの延長1260メートル、幅員16メートルの道路のうち、今回一番西側にあります南部幹線から市道植柳新町葎牟田線までの延長190メートルにつきましては、平成26年度から整備を行ってまいりましたところでございますが、今回その整備が完了しますことから、今月、平成30年12月21日金曜日午後2時をもって開通を予定しておりますことを御報告申し上げます。

以上です。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今説明がありましたよ

うに21日開通、心から、職員の方々には、地元でありますけれども、その八の字線ですね、通行される高校生等々、そしてまた、タクシーの方々からですね、すばらしい道路ができましたねということで、安全なですね、八の字線が開通しましたので、その担当された方々に、この場でありまして、心から敬意を表するとともにですね、安全対策の中で、すばらしい白線が引いていただきました。そういうことを踏まえて、御苦勞に、地権者との交渉等に大変苦勞なされた担当の職員の方々に、この場でありまして、改めて敬意を表したいと思います。「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で、なければ、都市計画道路八の字線開通についてを終了いたします。

執行部入れかえのために、小会します。
(「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(午前11時53分 小会)

(午前11時54分 本会)

・生活環境に関する諸問題の調査

(第2次八代市環境基本計画(素案)について)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、第2次八代市環境基本計画(素案)についてをお願いします。

○環境課長(武宮 学君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 環境課の武宮でございます。

第2次八代市環境基本計画(素案)について説明させていただきます。

着座にて、失礼ですが、説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○環境課長(武宮 学君) 本日本日お配りしております資料は、A3横の第2次八代市環境基本計画(素案)の概要、このA3横でございます。これと、第2次八代市環境基本計画(素案)という冊子でございます、になります、本日は、主にA3横の概要を用いまして、説明させていただきます。以降、説明の中では、計画の名称を基本計画と呼ばさせていただきます。

まずは、第2次基本計画の策定経緯について、簡単に説明させていただきます。

第2次基本計画につきましては、平成21年に策定しました第1次基本計画が、本年度をもって計画期間が終了しますことから、昨年度から計画策定に着手しておりまして、昨年度は、市民や事業者で構成されます、環境パートナーシップ会議での検討や環境審議会での審議を踏まえ、計画の骨子を作成いたしました。

本年度に入りまして、関係各課で構成します庁内検討会議を立ち上げ、計画の根幹となります、具体的な取り組みについて、主に検討を重ねてきたところでございます。

それでは、早速第2次基本計画(素案)の主な内容について説明させていただきます。

A3横の、先ほど申しました、計画素案の概要をごらんください。

まず、1、計画内容に記載しております、(1)の計画策定の目的、及び(2)の計画の位置づけでございますが、基本計画は、八代市環境基本条例の規定に基づき、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定するものでございまして、本市の環境行政のマスタープランとして位置づけしております。

次に、(3)の計画期間でございます。第1次基本計画では10年間としておりましたが、第2次の基本計画では、総合計画との整合を図るため、来年度から2026年度までの8年間

としております。

次に、(4)の計画の目標でございます。右面に計画の体系図を掲載しております。

目指す環境像につきましては、第2次総合計画の基本目標であります、人と自然が調和するまちを掲げておりまして、それを実現するための環境目標としましては、総合計画との整合を図るため、環境学習・環境保全行動の促進、自然環境の保全、生活環境の保全・創造、地球環境問題への対応、それから、循環型社会の推進の5つを、本計画の柱となります環境目標として定めているところでございます。

また、それぞれの環境目標ごとに、一番右でございますが、2つから3つの施策の方向性を掲げておりまして、その中でも星印をつけております7つの項目につきましては、重点分野として位置づけているところでございます。

(5)の具体的な取り組みでございます。具体的な取り組みにつきましては、計画書のほうで説明をさせていただきます。

第4章、具体的な取り組みの54ページをお開きください。

このページでは、(2)で各主体の定義を記載しておりますほか、(3)で、2015年9月の国連サミットで採択されました、持続可能な開発目標でありますSDGsと本計画との関係を整理しております。

右のページ、55ページは、国連サミットで採択されました、SDGsの17の目標を示しております。

1枚めくっていただきまして、56ページから具体的な取り組みとなります。

56ページから57ページは、環境目標1、環境学習・環境保全行動の促進に関する施策の方向性であります高い環境意識を持った人づくりを進めるための取り組み、具体的には、環境学習に関する取り組みを掲げております。

構成としましては、市、市民、環境活動団

体、そして、事業者の順に、それぞれが取り組むべき具体的な事項を掲げておりまして、特に、市の取り組みにつきましては、取り組みの末尾に主管課名を明記しますとともに、数値目標を掲げているところでございます。

また、先ほど説明いたしました、SDGsとの関係につきましては、56ページ上段に、色でアイコンを示しておりまして、この分野に関しましては、SDGsの目標のうち、ナンバー4と12、13と17の4項目が関連していることを示しております。

このような構成で、施策の方向性ごとに、81ページまで、各主体の具体的な取り組みを記載しております。また、次のページ、82ページには、施策の方向性とSDGsとの関連を一覧表で示しております。

後ほど御確認方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、A3横の概要に戻ります。

(6)の進行管理でございます。環境の分野は幅が広く、関連する課かいても多岐にわたりますことから、よりよい環境をつくっていくためには、市のみならず、各主体が一丸となって環境保全行動を実践していくことが肝要でございます。

そのようなことから、進行管理におきましては、毎年度、市民や事業者の意見を聞きながら、計画の進捗状況を点検、評価し、業務や施策の継続的な改善を図っていくこととしております。

最後に、今後の予定でございますが、現在、11月30日から12月20日まで、基本計画素案のパブリックコメントを実施しているところでございまして、その後、環境審議会での審議、答申等々を踏まえ、来年2月ごろには計画を決定したいと考えております。

以上、駆け足ではございましたが、説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か
質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、
第2次八代市環境基本計画（素案）についてを
終了します。（「ありがとうございました」と
呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査につい
て、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所
管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
てお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件、及び陳情1件
については、なお審査及び調査を要すると思
いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査
の申し出をいたしたいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そ
のように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた
しました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたし
ます。

（午後0時05分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成30年12月11日

建設環境委員会

委員長